

20 岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を来している中小企業者の資金調達に付随する負担の軽減を図るため、岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）が岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「コロナ特別資金」という。）における信用保証事業を行う場合に要する経費について、コロナ特別資金の借入れを行った中小企業者に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保証料 協会が定める信用保証料徴収事務取扱要綱の規定による信用保証料をいう。
- (2) 交付対象者 コロナ特別資金の借入れを行った中小企業者をいう。
- (3) 取扱金融機関 令和2年度岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金貸付要綱（以下「令和2年度貸付要綱」という。）及び令和3年度岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金貸付要綱（以下「令和3年度貸付要綱」という。）第2のとおり。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金交付の対象となるコロナ特別資金の貸付に関して、前項に定める補助対象となる保証料については、交付対象者が協会に支払った後、岩手県から交付対象者に対して交付するものとする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(再精算報告書)

第5 交付対象者は協会の当初の保証承諾期間の満了前に次の各号のいずれかに該当し、かつ協会から保証料の返戻を受けた場合は、速やかに新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給補助金再精算報告書（様式第4号。以下「再精算報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者が債務の借換えを行った場合
- (2) 交付対象者が債務の借入残高の一部又は全部の繰上返済を行った場合
- (3) 交付対象者の申請により、取扱金融機関が令和2年度貸付要綱及び令和3年度貸付要綱に規定する貸付期間等の条件を変更した場合
- (4) 交付対象者が債務を完済した場合（第1号及び第2号の場合を除く。）

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、交付対象者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 交付対象者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年5月1日以後に貸し付けられた新型コロナウイルス感染症対応資金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

経 費	補助額
<p>協会が定める信用保証料徴収事務取扱要綱に基づいて、交付対象者が協会に支払った保証料の合計。</p> <p>ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 交付対象者が債務の履行を遅延した場合の延滞に係る保証料</p> <p>(2) 交付対象者の申請により、取扱金融機関が、貸付要綱に規定する貸付期間を延長した場合の延長した期間に係る保証料</p> <p>(3) 交付対象者が債務の借換え、又は繰上返済を行ったこと等により、協会から交付対象者に返戻された保証料</p>	10分の10

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給補助金交付申請書	第1号	1部	令和3年8月31日まで
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書	第2号	1部	承認の申請が必要な事情が生じた場合速やかに
規則第13条第1項の規定による書類	新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給補助金交付請求書	第3号	1部	令和3年8月31日まで